

第14次労働災害防止推進計画について

期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

関係者の皆様へ

第14次労働災害防止推進計画^{※1}（以下「14次防」）が令和5年度からスタートしました。関係者の皆様には、14次防の取組へのご協力をよろしくお願いいたします。

古河労働基準監督署における14次防期間の目標（令和9年度末時点の目標値）

死亡災害発生件数（5か年の合計）

0人を基本としつつ

11人→**5人以下**

死傷災害発生件数（全業種）（単年度）

令和9年度までに

242人→**230人以下**

死傷災害発生件数^{※2}（業種別）（単年度）

・製造業

98人→**88人以下**

・運輸交通業

46人→**41人以下**

・商業

21人→**17人以下**

・建設業

20人→**18人以下**

重点事項

※2 新型コロナウイルス感染症に係る災害を除く

- 事業場が**自発的**に安全衛生対策に取組むための意識啓発
- 労働者の**作業行動に起因**する労働災害防止計画の推進
- 高年齢労働者**の労働災害防止対策の推進
- 外国人労働者**等の労働災害防止対策の推進、**多様な働き方**への対応

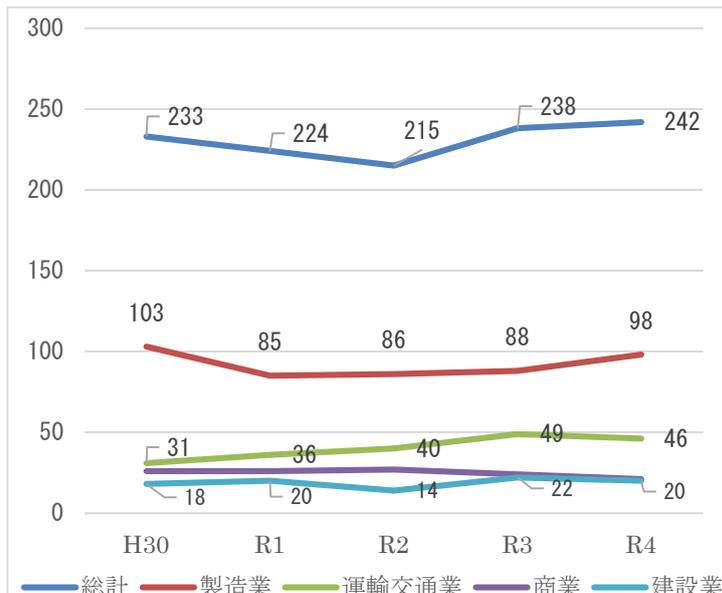
- 個人事業者**等に対する安全衛生対策の推進
- 過労死**等の防止等、労働者の**健康確保**対策の推進
- 化学物質**等による健康障害防止対策の推進
- 業種別**労働災害防止対策の推進

参考指標

13次防までの業種別**死亡**災害発生件数の推移

（人）	9次	10次	11次	12次	13次	総計
製造業	5	5	5	5	4	24
運輸交通業	2	3	3		3	11
接客娯楽業					2	2
建設業	3	5	2	4	1	15
商業	1	3	2		1	7
清掃・と畜業				1		1
通信業	1					1
農林業			1			1
総計	12	16	13	10	11	62

13次防期間中の業種別**死傷**災害発生件数の推移



※1 「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画で、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を厚生労働省が定めたものになります。

古河労働基準監督署では、「**製造業**」、「**運輸交通業**」、「**商業**」、「**建設業**」を労働災害防止重点業種として位置づけ、重点的に労働災害防止対策を推進して参ります。事業主の皆様においては、同業種の労働災害の傾向を分析の上、より一層の自発的な労働災害防止対策の推進をお願いいたします。ご安全に！

令和4年度における事故の型別重点業種の労働災害発生状況

